勤務時間短縮については、平成２２年１０月より、１日８時間の勤務時間を７時間４５分と短縮したところ。

　教職員の働き方改革に向けての取組みについては、平成３０年３月に、「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」を取りまとめたところ。

この取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討してまいります。

教育職員には、給特法の趣旨に沿って、原則として時間外勤務は命じないと認識しています。

なお、時間外勤務を命ずることができる場合は、いわゆる「超勤４項目」に該当する業務に限るものとしています。

臨時的に三六協定の延長時間を超えて時間外勤務を行わなければならない特別の事情が予想される場合、特別条項付き協定を締結しています。その特別条項に該当するものです。

労働基準法では週４０時間または１日８時間を超えて勤務する場合には、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合、および、労働基準法第３３条第３項の規定が適用される場合を除いては、三六協定が必要とされています。

ただし、教育職員は、給特法第５条に基づく地公法第５８条第３項の読み替えにより、労働基準法第３３条第３項の規定が適用されるため、官公署の事業に従事する地方公務員と同様に、公務のために臨時の必要がある場合は、三六協定の締結なしに、時間外労働を命じることができるとされています。